

○関連して発出された通知

平成 15 年 3 月 18 日付

- ・ 総合政策局長より、関係団体等あて
「建設工事現場における安全確保について」（国総建第 378 号）
- ・ 住宅局長より、都道府県知事あて
「建築物の除却工事における危害防止対策について（技術的助言）」
（国住指第 8548 号）
- ・ 厚生労働省労働基準局長より、関係団体あて
「コンクリート造の工作物の解体工事における労働災害防止対策の徹底に
ついて」（基発第 0318002 号）
- ・ 住宅局建築指導課長より、特定行政庁建築行政主務部長あて
「大規模な建築物の除却工事の現場に関する報告について」
（国住指第 8549 号）

平成 15 年 4 月 14 日付

- ・ 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長より、都道府県労働局労働基準
部長あて
「コンクリート造等の工作物の解体作業における安全総点検について」
（基安安第 0414010 号）

平成 15 年 7 月 3 日付

- ・ 総合政策局長及び住宅局長より、都道府県知事等あて
「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止
対策に関するガイドラインについて」（国総建第 103 号、国住防第 3 号）
※ 両局長より関係団体あて同旨（国総建第 104 号、国住防第 4 号）

国総建第378号

平成15年3月18日

関係建設業者団体の長 あて

国土交通省総合政策局長

建設工事現場における安全確保について

建設工事現場における安全確保については、機会あるごとに注意を喚起してきたところであるが、さる3月13日、静岡県内の建築物解体工事現場においてコンクリート壁の崩落による重大事故が発生し、6名の死傷者を出す惨事となったことは誠に遺憾である。

このような事故が発生したことの重大性にかんがみ、今後かかる事故の再発を防止するため、解体工事の実施に当たっては建築基準法等関係法令を遵守するとともに、「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日付け建設省経建発第1号の2）」等に基づいて安全確保に万全の措置をとるよう、貴団体傘下の建設業者に対し周知徹底されたい。

国総建第378号

平成15年3月18日

北海道開発局長
各地方整備局長 あて
沖縄総合事務局長

国土交通省総合政策局長

建設工事現場における安全確保について

建設工事現場における安全確保については、機会あるごとに注意を喚起してきたところであるが、さる3月13日、静岡県内の建築物解体工事現場においてコンクリート壁の崩落による重大事故が発生し、6名の死傷者を出す惨事となったことは誠に遺憾である。

このような事故が発生したことの重大性にかんがみ、今後かかる事故の再発を防止するため、解体工事の実施に当たっては建築基準法等関係法令を遵守するとともに、「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日付け建設省経建発第1号）」等に基づいて安全確保に万全の措置をとるよう、建設業者団体を通じて建設業者に対する周知徹底を図ったところである。

については、貴職におかれても、管下の建設業者に対し、この旨の周知徹底が図られるよう指導されたい。

国総建第378号

平成15年3月18日

各都道府県知事 へ

国土交通省総合政策局長

建設工事現場における安全確保について

建設工事現場における安全確保については、機会あるごとに注意を喚起してきたところであるが、さる3月13日、静岡県内の建築物解体工事現場においてコンクリート壁の崩落による重大事故が発生し、6名の死傷者を出す惨事となったことは誠に遺憾である。

このような事故が発生したことの重大性にかんがみ、今後かかる事故の再発を防止するため、解体工事の実施に当たっては建築基準法等関係法令を遵守するとともに、「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日付け建設省経建発第2号）」等に基づいて安全確保に万全の措置をとるよう、建設業者団体を通じて建設業者に対する周知徹底を図ったところである。

については、責職におかれても、管下の建設業者に対し、この旨の周知徹底が図られるよう指導されたい。

【関係建設業者団体一覧】

全国管工事業協同組合連合会
(社)日本空調衛生工事業協会
(社)日本建設機械化協会
(社)全国建設業協会
(社)日本電設工業協会
(社)日本電力建設業協会
(社)日本土木工業協会
(社)日本道路建設業協会
(社)鉄骨建設業協会
(社)全国中小建設業協会
建設業労働災害防止協会
(社)日本橋梁建設協会
(社)全国鉄筋工事業協会
(社)全国鑿井協会
(社)日本薦工業連合会
(社)日本鉄道建設業協会
(社)日本建設業団体連合会
(社)日本タイル煉瓦工事工業会
全国建設産業協会
(社)全国クレーン建設業協会
(社)全国中小建築工事業団体連合会
(社)カテナール・防火開口部協会
(社)プレストレスト・コンクリート建設業協会
全国建設業協同組合連合会
(社)日本建設躯体工事業団体連合会
(社)日本建設業経営協会
(社)日本基礎建設協会
日本外壁仕上業協同組合連合会
(社)四国電気・管工事業協会
(社)全国建設産業団体連合会
(社)日本下水道施設業協会
(社)日本建築板金協会
(社)建築業協会
(社)全国解体工事業団体連合会
日本配管工事業団体連合会
(社)建設産業専門団体連合会
全国コンクリートカッター工事業協同組合

以上、37団体

国住指第 8548 号

平成15年3月18日

都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築物の除却工事における危害防止対策について（技術的助言）

去る平成15年3月15日、静岡県富士市でビルの除却工事中に発生した事故により6名の死傷者を出す惨事となったことは、誠に遺憾である。

現在、この事故については、関係当局により事故原因の究明が行われているところであるが、建築基準法令の遵守等により、このような大規模な建築物の除却工事がより安全に施工される必要がある。

このため、貴職におかれては、大規模な建築物の除却工事の現場における危害防止措置について、その実施状況等の把握を行い、建築基準法第90条等の関係規定遵守の徹底を図る等、地域の実態に応じた適切な対策を実施されるようお願いする。

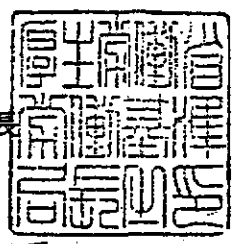
なお、貴管下特定行政庁に対してこの旨周知いただくようお願いする。

70

基発第 0318002 号
平成 15 年 3 月 18 日

社団法人建築業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



コンクリート造の工作物の解体作業における労働災害防止対策の徹底について

建設工事における労働災害の防止については、かねてからその徹底を図ってきたところでありますが、本年 3 月 13 日、別添のとおり、静岡県のビル解体工事現場において解体中のビルの外壁の一部が道路上に落下し、解体作業を行っていた作業員 2 名が墜落し被災するとともに、道路上の車両 2 台が外壁の下敷きとなり、搭乗者 4 名が被災するという重大な災害が発生したことは、誠に遺憾であります。

本災害の原因については現在調査中ではありますが、今後同種災害が発生しないよう、貴団体におかれましては、コンクリート造の工作物の解体作業においては、下記に留意のうえ、作業が行われるよう、会員事業場に対し周知徹底していただきたく要請いたします。

記

- 1 コンクリート造の工作物の解体作業を行うときは、あらかじめ当該工作物の形状、き裂の有無、周囲の状況等を十分に調査を行うこと。特に、増改築したコンクリート造のビル等を解体する場合は、増改築した柱や壁の接続部分等構造上の弱点となりやすい部分の調査を綿密に行うこと。
また、調査結果に適應した作業の方法、順序等が示された作業計画を定め、当該作業計画を関係労働者に周知し、その作業計画に基づいて作業を行うこと。
- 2 コンクリート造の工作物の解体作業を行うときは、外壁、柱、梁等の倒壊等による危険を防止するため、控え等の措置を確実に行うこと。
- 3 高さ 5 メートル以上のコンクリート造の工作物の解体等の作業については、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任し、その者に、作業の方法及び労働者の配置を決定させ、作業を直接指揮させること。

解体中のビルの崩壊災害

1 発生日時 平成15年3月13日(木)

2 発生場所 静岡県富士市

3 発生状況

8階建てのビル解体工事現場において、4階まで鉄筋コンクリート造建築物の上部に増築された鉄骨造の5階部分を解体中に、外壁の一部が道路側に落下し、解体作業を行っていた作業員2名が、墜落した。また、信号待ちの車両2台が落下した壁の下敷きとなり、搭乗者4名が被災した。

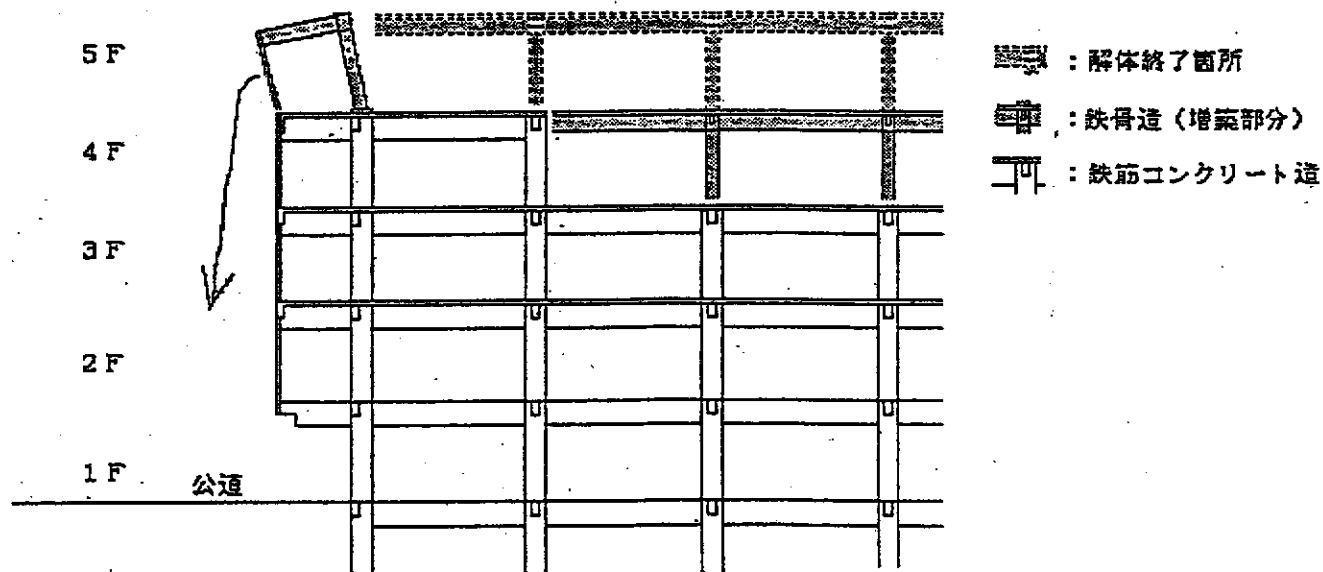
4 被災状況

作業員2名死亡

車の搭乗者4名(2名死亡、2名重軽傷)

(注) 上記の災害概要等については、現在調査中であり、確定したものではない。

災害発生状況



国住指第 8549 号

平成15年3月18日

特定行政庁建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

大規模な建築物の除却工事の現場に関する報告について

大規模な建築物の除却工事の現場における危害防止対策について、実態を把握する必要があるため、建築基準法第16条の規定に基づき、下記のとおり報告を求めらるので、提出されたい。

記

1. 対象除却工事

5階建て以上の建築物の除却工事で、現に、敷地境界線から5m以内において当該建築物の5階以上の部分の工事を行っているもの。

2. 報告事項及び報告期限

① 対象除却工事の件数

対象となる除却工事の件数について、平成15年4月18日までに当職あて報告すること。

② 除却工事の現場における危害防止措置の状況

建築基準法第12条第3項に基づく施工者等に対する施工状況に関する報告徴収や現地調査等により、建築基準法第90条等に基づく落下物に対する防護等の危害防止措置の実施状況について、平成15年5月15日までに当職あて報告すること。



基安安発第 0414010 号

平成 15 年 4 月 14 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

コンクリート造等の工作物の解体作業における安全総点検について

コンクリート造の工作物の解体作業における労働災害の防止については、本年 3 月 13 日、静岡県の実験ビル解体工事現場において外壁の一部が落下したことによる重大災害の発生に鑑み、本年 3 月 18 日付基発第 0318003 号「コンクリート造の工作物の解体作業における労働災害防止対策の徹底について」により、労働基準局長から同種災害の再発防止の徹底について指示したところである。

しかしながら、本年 4 月 3 日、東京都目黒区の実験ビル解体工事現場において、解体中のビルの外壁が倒壊し、解体作業中の作業員 2 名が死亡するという災害が再び発生した。

本災害の原因については現在調査中であるが、同種災害防止の更なる徹底を図るため、別添により関係業界団体に対し標記についての要請を行ったところである。

ついては、各局においても、コンクリート造等の工作物の解体工事において、安全総点検が実施されるよう関係事業場に対して適切な指導を行い、同種災害防止の徹底を図られたい。

別添

基安安発第 0414009 号
平成 15 年 4 月 14 日

社団法人全国解体工事業団体連合会会長
社団法人全国建設業協会会長
社団法人日本建設業団体連合会会長
社団法人建築業協会会長
社団法人日本土木工業協会会長
建設業労働災害防止協会会長

あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

コンクリート造等の工作物の解体作業における安全総点検について

コンクリート造の工作物の解体作業における労働災害の防止につきましては、本年3月13日、静岡県の実験ビル解体工事現場において外壁の一部が落下したことによる重大災害の発生に鑑み、本年3月18日付基発第0318002号「コンクリート造の工作物の解体作業における労働災害防止対策の徹底について」により、貴団体の会員事業場に対して周知徹底されるよう要請したところです。

しかしながら、本年4月3日、東京都目黒区の実験ビル解体工事現場において、別添1のとおり、解体中のビルの外壁が倒壊し、解体作業中の作業員2名が死亡するという災害が再び発生いたしました。

本災害の発生原因については現在調査中ではありますが、同種災害防止の更なる徹底を図るため、貴団体におかれましては、会員事業場に対して、現在計画中及び施工中のコンクリート造等の工作物の解体工事について、別添2のチェックリストによる安全総点検を実施し、問題のある事項については確実な改善の実施について徹底されますよう、要請いたします。

解体中のビルの外壁倒壊災害

1 発生日時 平成15年4月3日(木)

2 発生場所 東京都目黒区

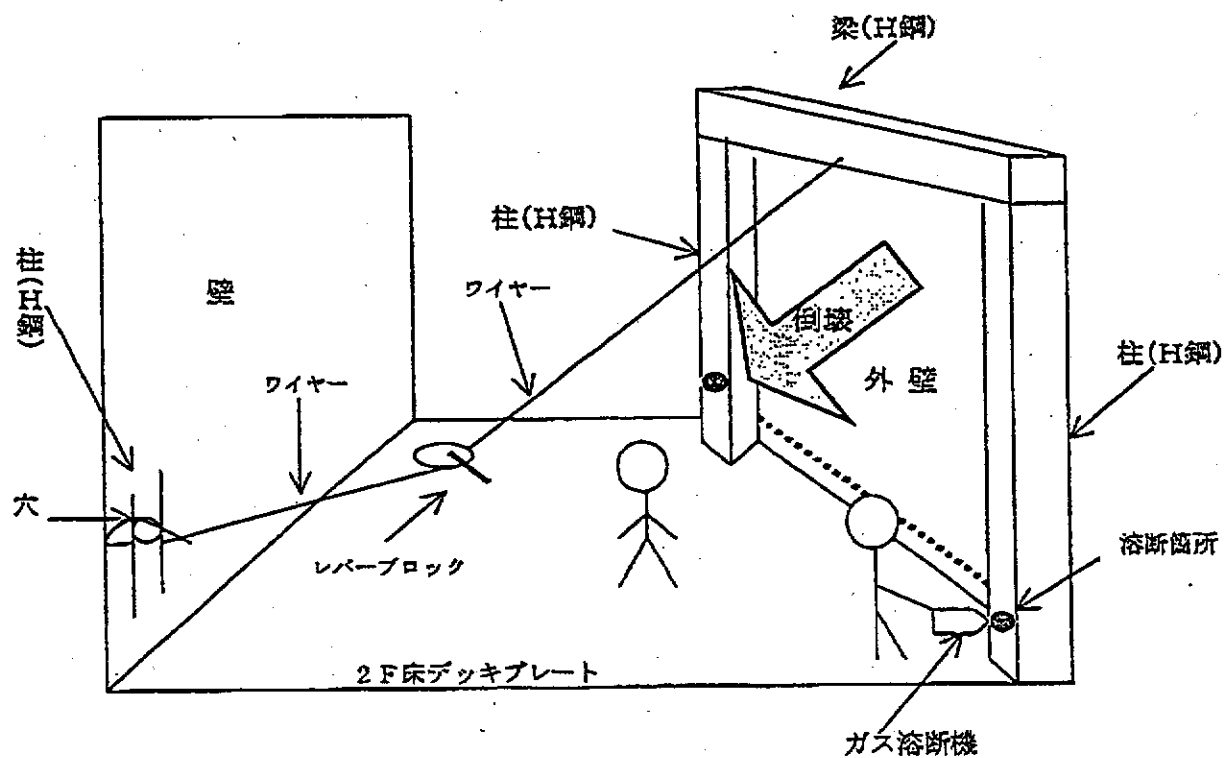
3 発生状況

3階建てのビル解体工事現場において、2階部分の外壁の柱（外壁の両端がH鋼の柱となっている。）の溶断作業を行っていたところ、当該外壁が建物内側に倒れ、溶断作業等を行っていた作業員2名が倒れた外壁の下敷きとなり被災した。

4 被災状況

作業員2名死亡

災害発生状況概要図



(注) 上記の災害概要等については、現在調査中であり、確定したものではない。

コンクリート造等の工作物の解体作業における安全総点検チェックリスト

点検項目	実施状況
1. 作業計画について	
解体する構造物の状況（築年月、増改築の有無、構造等）、亀裂の有無、周囲の状況等について、十分調査した上で、調査結果に適応する適切な作業計画を策定しているか。	
作業計画には、作業順序、切断方法、控え等の設置方法、使用機械の種類・能力、立入禁止区域の設定、その他の危険防止措置等の具体的な作業方法について、明示されているか。	
作業計画を関係労働者に十分周知し、当該作業計画により作業を行っているか。	
2. 解体作業時の対策について	
壁、柱等の切断作業は、控えワイヤー、サポート、移動式クレーン等による仮吊り等により、構造物の不測の倒壊を防止する措置を十分講じた上でやっているか。	
壁、柱等の切断作業は、解体する構造物全体のバランスを考慮した適切な切断方法で行っているか。	
壁、柱等の転倒作業は、一定の合図を行い、他の作業者が避難したことを確認した後に行っているか。	
コンクリート造の工作物の解体作業を行う作業者に対して、安全衛生教育を実施し、安全な作業方法の徹底を図っているか。	
3. 作業主任者について（工作物の高さが5m以上の場合）	
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任し、当該作業主任者の直接指揮のもとに作業を行っているか。	
壁、柱等の切断作業開始前に、作業主任者が控えワイヤー、サポート等の措置が適切かについて確認しているか。	
壁、柱等の切断作業中は、作業主任者が作業状況を監視し、危険が生じるおそれがある場合には、作業の中止、退避等の措置を講じているか。	

国総建第 103号
国住防第 3号
平成15年7月3日

都道府県知事 殿

国土交通省総合政策局長

国土交通省住宅局長

**建築物の解体工事における外壁の崩落等による
公衆災害防止対策に関するガイドラインについて**

建築物の解体工事における公衆災害防止対策について、標記ガイドラインを別添のとおり策定したので通知する。

貴職におかれては本ガイドラインについて、管下の建設業者及び解体工事業者に対する周知を図り、建築物の解体工事を伴う所管事業の執行において十分に配慮するとともに、必要に応じ建築基準法に基づく報告を工事施工者等から求める等、公衆災害の防止に遺漏のないよう措置されたく御協力を願いたい。

なお、本ガイドラインは平成15年3月13日に静岡県富士市において建築物の解体工事現場における外壁等の崩落による重大事故が発生したことを受け、国土交通省に設けた「建築物の解体工事の事故防止対策に関する検討会（委員長・石山祐二北海道大学大学院工学研究科教授）」において検討されたものである。

国総建第 103号
国住防第 3号
平成15年7月3日

各地方整備局長
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長

国土交通省総合政策局長

国土交通省住宅局長

**建築物の解体工事における外壁の崩落等による
公衆災害防止対策に関するガイドラインについて**

建築物の解体工事における公衆災害防止対策について、標記ガイドラインを別添のとおり策定したので通知する。

貴職におかれては、本ガイドラインについて管下の建設業者に周知を図るとともに、建築物の解体工事を伴う所管補助事業の執行に当たって施行者に対し工事現場の安全確保について注意喚起をする等、公衆災害の防止に遺漏のないよう措置されたい。

なお、本ガイドラインは、平成15年3月13日に静岡県富士市において建築物の解体工事現場における外壁等の崩落による重大事故が発生したことを受け、国土交通省に設けた「建築物の解体工事の事故防止対策に関する検討会（委員長・石山祐二北海道大学大学院工学研究科教授）」において検討されたものである。

国総建第103号
国住防第 3号
平成15年7月3日

主要発注機関の長 殿

国土交通省総合政策局長

国土交通省住宅局長

建築物の解体工事における外壁の倒壊等による
公衆災害防止対策に関するガイドラインについて

建築物の解体工事における公衆災害防止対策について、標記ガイドラインを別添のとおり策定したので、参考とされたく送付する。

貴職におかれては、今後、建築物の解体を伴う建設工事の発注に当たって、本ガイドラインに基づき、公衆災害の防止に遺漏のないよう措置されたく御協力を願いたい。

なお、本ガイドラインは、平成15年3月16日に静岡県富士市において建築物解体工事現場における外壁等の崩落による重大事故が発生したことを受け、国土交通省に設けた「建築物の解体工事の事故防止対策に関する検討会（委員長：石山祐三北海道大学大学院研究科教授）」において検討されたものである。

国住防第 4号
平成15年7月3日

(社) 日本建築士会連合会会長 殿

国土交通省住宅局長

**建築物の解体工事における外壁の崩落等による
公衆災害防止対策に関するガイドラインについて**

建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策について、
標記ガイドラインを策定したので参考に送付いたします。

本ガイドラインは、平成15年3月13日に静岡県富士市において建築物の解体工事現場における外壁等の崩落による重大事故が発生したことを受け、国土交通省に設けた「建築物の解体工事の事故防止対策に関する検討会（委員長・石山祐二北海道大学大学院工学研究科教授）」において検討されたものです。

同検討会では、建築物の新築、増改築時における竣工図の作成、設計図書等の保存が安全な解体工事の施工においても重要であること等が指摘されており、責職におかれては、建築設計の依頼者等に対し、同趣旨の啓発、普及につきましてご協力いただきますようお願いいたします。

国住防第 4号

平成15年7月3日

(社)日本建築士事務所協会連合会会長 殿

国土交通省住宅局長

**建築物の解体工事における外壁の崩落等による
公衆災害防止対策に関するガイドラインについて**

建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策について、
標記ガイドラインを策定したので参考に送付いたします。

本ガイドラインは、平成15年3月13日に静岡県富士市において建築物の解体工事現場における外壁等の崩落による重大事故が発生したことを受け、国土交通省に設けた「建築物の解体工事の事故防止対策に関する検討会（委員長・石山祐二北海道大学大学院工学研究科教授）」において検討されたものです。

同検討会では、建築物の新築、増改築時における竣工図の作成、設計図書等の保存が安全な解体工事の施工においても重要であること等が指摘されており、貴職におかれては、建築設計の依頼者等に対し、同趣旨の啓発、普及につきましてご協力いただきますようお願いいたします。

国住防第 4号
平成15年7月3日

(社) 日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局長

**建築物の解体工事における外壁の崩落等による
公衆災害防止対策に関するガイドラインについて**

建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策について、
標記ガイドラインを策定したので参考を送付いたします。

本ガイドラインは、平成15年3月13日に静岡県富士市において建築物の解体工事現場における外壁等の崩落による重大事故が発生したことを受け、国土交通省に設けた「建築物の解体工事の事故防止対策に関する検討会（委員長・石山祐二北海道大学大学院工学研究科教授）」において検討されたものです。

同検討会では、建築物の新築、増改築時における竣工図の作成、設計図書等の保存が安全な解体工事の施工においても重要であること等が指摘されており、貴職におかれては、建築設計の依頼者等に対し、同趣旨の啓発、普及につきましてご協力いただきますようお願いいたします。

国住防第 4号
平成15年7月3日

(社)日本ビルディング協会連合会会長 殿

国土交通省住宅局長

**建築物の解体工事における外壁の崩落等による
公衆災害防止対策に関するガイドラインについて**

建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策について、
標記ガイドラインを策定したので通知いたします。

貴職におかれては、会員企業等が保有、管理等する建築物の解体工事を行う
際等に本ガイドラインを参考として、適正な契約の締結及び竣工図等の作成、
保存、継承等に努めるようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、平成15年3月13日に静岡県富士市において、建
築物の解体工事現場における外壁等の崩落による重大事故が発生したことを受
け、国土交通省に設けた「建築物の解体工事の事故防止対策に関する検討会（委
員長・石山祐二北海道大学大学院工学研究科教授）」において検討されたもので
あることを申し添えます。

(別添)

建築物の解体工事における外壁の崩落等による 公衆災害防止対策に関するガイドライン

建築物の解体工事にあたっては、事故防止（特に外壁等の崩落による公衆災害の防止）を図るため関係する法令、指針等の遵守を徹底するほか、特に以下に留意しなければならない。

(事前情報の提供・収集と調査の実施による施工計画の作成)

発注者及び施工者は、解体対象建築物の構造等を事前に調査、把握するとともに、事故防止に十分配慮した解体工法の選択、施工計画の作成を行うこと。

- ・ 発注者は、解体対象建築物の設計図書（構造図、構造計算書、設備図を含む）、増改築記録、メンテナンスや点検の記録等（以下「設計図書等」という。）の情報を可能な限り施工者に提供すること。提供できる情報が少ない場合は、事前に必要な調査を行うこと。
- ・ 発注者及び施工者は、解体工事の契約にあたっては、余裕のある工期や適正なコストを設定すること。
- ・ 施工者は、提示された設計図書等を十分把握するとともに、実況が設計図書等と異なることを想定し、各構造部分等の十分な目視確認などの調査を行うこと。また、施工者は、大スパン等の特殊な構造の建築物の解体にあたっては、必要に応じて構造の専門家と十分に相談する等、安全性を考慮した工法の選択、施工計画の作成を行うこと。

(想定外の状況への対応と技術者等の適正な配置)

施工者は、解体工事途中段階で想定外の構造、設備等が判明した際は、工事を一時停止し施工計画の修正を検討すること。

- ・ 施工者は、解体工事において、内装材、設備配管、構造材等の撤去中に、想定外の構造形式により建築されていることが判明したり、鉄骨の腐食、溶接不良等、施工計画において想定していなかった状況が判明した場合は、工事を一時中断し、必要な調査等を行い、それを踏まえた工法の変更や安全措置の追加等、施工計画の修正の検討を行うこと。
- ・ 施工者は、技術者等の選任にあたっては、解体工事の知識、経験の十分な者を選任する等、体制の整備を図ること。
- ・ 施工計画の修正の検討にあたっては、その内容、工期等について、発注者、元請の建設業者、解体工事業者等との間で、十分な協議を行うこと。

(建築物外周の張り出し部、カーテンウォール等の外壁への配慮)

施工者は、公衆災害を防止する観点から、特に、①建築物の外周部が張り出ししている構造の建築物、②カーテンウォール等、外壁が構造的に自立していない工法の建築物の解体工事の施工にあたっては、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成、工事の実施を適切に行うこと。

- ・ 施工者は、建築物外周の張り出し部、外壁等が外側に倒壊、落下すれば、重大な公衆災害を引き起こす可能性が高いことを十分認識し、適切な工法、手順を採用する等必要な対策を講ずること。
- ・ 施工者は、張り出し部分は、原則としてそれを支持する構造体が安定している段階で撤去するか、構造体の重心が外側にかからないよう適切に支持する等の配慮をすること。
- ・ 施工者は、外壁の転倒工法等を用いる場合、同時に解体する部分の一体性を確保するとともに、過度な力を加えず内側に安全に転倒させること。
- ・ 施工者は、プレキャスト板等のカーテンウォールは、それ自体で自立しないことを十分認識し、落下、転倒等を防止するような支持の方法について十分な配慮を行うこと。

(増改築部等への配慮)

施工者は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造等の異なる構造の接合部、増改築部分と従前部分の接合部等の解体については、特に接合部の強度等に十分配慮して、施工計画の作成、工事の実施を行うこと。

- ・ 増改築部分と従前部分の接合部は、エキスパンションジョイントやあと施工のアンカー等、増改築特有の構造となっていること、また、小規模な建築物、や古い建築物の場合は、設計図書等（特に、構造図、増改築記録）が残されていないことが多いこと等から、施工者は、異なる構造の接合部等について特に、十分な目視確認等による調査を行い、慎重に施工計画を作成すること。

(大規模な建築物への配慮)

発注者及び施工者は、大規模な建築物の解体工事における事故の影響、責任、解体工事に係る技術の必要性等を十分認識し、関係法令を遵守するとともに、適切な契約、施工計画の作成、工事の実施を行うこと。

- ・ 発注者及び施工者は、大規模な建築物の解体工事は、新築時と同様に、十分な調査を行うとともに、設計図書等に基づく施工計画、施工管理等が必要であることを認識すること。

- ・発注者及び施工者は、事故が生じた場合の被害の甚大さや、過失責任を十分認識すること。

(建築物の設計図書等の保存)

建築物の所有者及び管理者は、新築時及び増改築時の設計図書等や竣工図の保存、継承に努めること。

- ・建築物の設計図書等の情報は、建築物の適正な維持保全に必要であるとともに、解体時における安全性の検討にとっても重要であることから、建築物の所有者及び管理者は、新築時及び増改築時の設計図書等（特に構造図、増改築記録）や竣工図の保存に努め、建築物の譲渡、売買等に際しても、その継承に努めること。

通知先リスト

都道府県知事

内閣府総務官

内閣府大臣官房長

総務省大臣官房長

法務省大臣官房長

外務省大臣官房長

財務省大臣官房長

文部科学省大臣官房長

厚生労働省大臣官房長

農林水産省大臣官房長

経済産業省大臣官房長

国土交通省大臣官房長

環境省大臣官房長

衆議院事務局事務次長

参議院事務局事務次長

最高裁判所経理局長

会計検査院事務総局次長

国土交通省各地方整備局長

国土交通省北海道開発局長

沖縄総合事務局長

全国管工事業協同組合連合会会長

(社)日本空調衛生工事業協会会長

(社)日本建設機械化協会会長

(社)全国建設業協会会長

(社)日本電設工業協会会長

(社)日本電力建設業協会会長

(社)日本土木工業協会会長

(社)日本道路建設業協会会長

(社)鉄骨建設業協会会長

(社)全国中小建設業協会会長
建設業労働災害防止協会会長
(社)日本橋梁建設協会会長
(社)全国鉄筋工事業協会会長
(社)全国鑿井協会会長
(社)日本薦工業連合会会長
(社)日本鉄道建設業協会会長
(社)日本建設業団体連合会会長
(社)日本タイル煉瓦工事工業会会長
全国建設産業協会会長
(社)全国クレーン建設業協会会長
(社)全国中小建築工事業団体連合会会長
(社)カーテンウォール・防火開口部協会会長
(社)プレストレスト・コンクリート建設業協会会長
全国建設業協同組合連合会会長
(社)日本建設躯体工事業団体連合会会長
(社)日本建設業経営協会会長
(社)日本基礎建設協会会長
日本外壁仕上業協同組合連合会会長
(社)四国電気・管工事業協会会長
(社)全国建設産業団体連合会会長
(社)日本下水道施設業協会会長
(社)日本建築板金協会会長
(社)建築業協会会長
(社)全国解体工事業団体連合会会長
日本配管工事業団体連合会会長
(社)建設産業専門団体連合会会長
全国コンクリートカー工事業協同組合理事長

(社)日本建築士会連合会会長
(社)日本建築士事務所協会連合会会長
(社)日本建築家協会会長
(社)日本ビルディング協会会長